

## ケアハウスしおかぜ利用料について

ケアハウスしおかぜの毎月の利用料は、下記の通り県で定められた額となっております。また、収入に応じて変動があります。この他、自室の電気料・上下水道料・冷暖房費・通信費・介護サービス利用料は、個人負担となります。

- サービスの提供に要する費用 当施設の人件費及び施設の一般管理費
- 生活費 食事代・共用部分の光熱水費
- 管理費 家賃として施設整備にかかった費用の償還財源
- ※ 生活費については、冬期加算として11月から3月まで毎月5,966円加算されます。

### 入居利用料の額(月額)

平成30年4月1日現在

	対象収入による区分	サービスの提供に要する費用	生活費	管理費	合計	冬期加算 11月～3月
1	1,500,000円以下	10,000	43,704	11,700	65,404	5,966
2	1,500,001～1,600,000円	13,000	43,704	11,700	68,404	5,966
3	1,600,001～1,700,000円	16,000	43,704	11,700	71,404	5,966
4	1,700,001～1,800,000円	19,000	43,704	11,700	74,404	5,966
5	1,800,001～1,900,000円	22,000	43,704	11,700	77,404	5,966
6	1,900,001～2,000,000円	25,000	43,704	11,700	80,404	5,966
7	2,000,001～2,100,000円	30,000	43,704	11,700	85,404	5,966
8	2,100,001～2,200,000円	35,000	43,704	11,700	90,404	5,966
9	2,200,001～2,300,000円	40,000	43,704	11,700	95,404	5,966
10	2,300,001～2,400,000円	45,000	43,704	11,700	100,404	5,966
11	2,400,001～2,500,000円	50,000	43,704	11,700	105,404	5,966
12	2,500,001～2,600,000円	57,000	43,704	11,700	112,404	5,966
13	2,600,001円以上	61,400	43,704	11,700	116,804	5,966

- この表の「対象収入」とは前年の収入から租税・社会保険料・医療費※などの必要経費を控除した後の収入をいいます。毎年6月に対象収入の見直しを行います。
- ※ 医療費は、入居後の医療に要した支払い金額が必要経費として算定されます。
- 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入から2人の必要経費を差し引き、その2分の1を、個々の対象収入とします。その額が150万円以下の場合には、夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収は、10,000円から30%減額します。
- 利用料については、新潟県の通達に基づいており、入居後に社会経済状況によっては改定がありますので、ご了承ください。
- 管理費の額  
1人1月当たり 11,700円
- ※ 金利動向の変化によって管理費に金利相当分の変更を生ずる場合があります。